

岩国市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を執行し、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成31年4月26日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 片 岡 勝 則

1 監査の対象

総務部危機管理課

市民生活部文化振興課

都市建設部（都市計画課・公園みどり課・拠点整備推進課・中心市街地整備課・建築指導課・道路課・河川課・建築住宅課・下水道課・都市排水施設課）

2 監査の実施期間

平成 31 年 1 月 21 日から平成 31 年 2 月 18 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 30 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 30 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

5 意見

(1) 共通事項

災害対応により、職員への負担増が見受けられたが、今後も、業務改善などを行いつつ他課と連携し、効率の良い業務を行っていただきたい。